

【申立てが必要な手続】

Q 1 1 後見人としての報酬をもらいたいです。どのようにすればよいですか。

1 報酬付与の申立て

後見人は、その職務の対価として報酬を請求することができます。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職に限らず、親族であっても請求できます。

報酬を望む場合は、裁判所に報酬付与の申立てをしてください。審判で認められれば、未成年者の財産の中から、審判で認められた額の報酬を受け取ることができます。

なお、後見人として行った職務に対する報酬なので、後払いになります。毎年1回の定期報告の際にあわせて申し立ててください。

2 報酬額及び報酬の受領

報酬付与の申立てがなされると、裁判所は、未成年後見事務報告書などをもとに、これまでの後見人の事務の内容や、未成年者の財産状況、収支状況などを考慮して、後見人に付与する報酬額を決定します。報酬の原資はあくまで未成年者の財産なので、未成年者の財産が極端に少ない場合は、報酬額が著しく低額になることがあります。

後見人は、未成年者の財産から、審判で決められた金額を支出して、それを報酬として受け取ります。したがって、審判で認められないうちに勝手に報酬を受け取ることはできません。

なお、報酬は消費税を含みます。税務上の取扱いは税務署に確認してください。

【報酬付与申立ての必要書類】

- (1) 報酬付与申立書（52頁，書式5）
記載例（54頁）参照
- (2) 報酬付与申立事情説明書（53頁，書式5）
記載例（55頁）参照
- (3) 収入印紙800円分
- (4) 郵便切手84円分
- (5) 定期報告に必要な書類一式（14頁，Q7）

※ 報酬を請求するには、請求対象の全期間について、未成年後見事務報告書（定期報告）などの書類が提出されている必要があります。対象期間中に未報告の期間がある場合は、必要な書類一式を添えて申し立ててください。